

都市再開発事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の施行者に対し、予算の範囲内において補助金及び分担金（以下「補助金等」という。）の交付を行うことについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する事業をいう。

(2) 優良建築物等整備事業

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）附属第Ⅱ編イ-16-(2)に規定する事業をいう。

(3) 施行者

市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合、地方住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構及び事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加している市街地再開発準備組織（以下「準備組織」という。）、並びに優良建築物等整備事業を施行する地方住宅供給公社及び民間事業者等をいう。

(4) 要領等

都市局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて（昭和45年6月23日建設省都総発第171号建設省都市局長通知）、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号、建設省住宅局長通達）、都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成13年6月27日付け国都総第2000号、国土交通省都市・地域整備局長通知）、社会資本整備総合交付金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日国官会第2379号国土交通事務次官通知）及び社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領（平成24年3月30日国官会第3299号国土交通事務次官通知）をいう。

(5) 保留床処分金等

保留床処分金のほか、参加組合員負担金、特定事業参加者負担金、国庫補助金、地方公共団体からの補助金（社会資本整備総合交付金を活用した本補助金を除く）、賦課金、分担金、消費税等の還付金及びその他これらに類する収入をいう。

(交付対象)

第3条 補助金等の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げるすべての事項に該当する市街地再開発事業。ただし、準備組織の行う事業においては、アに該当すれば足りる。

ア 施行地区又は事業の施行が予定されている地区を管轄する市町村（以下「管轄市町村」という。）の補助等のある事業であること。

イ 原則として、市街地再開発事業国庫補助採択基準に適合する事業であること。

(2) 次に掲げるすべての事項に該当する優良建築物等整備事業。

- ア 管轄市町村の補助等のある事業であること。
- イ 知事が別に定める優良建築物等県費補助採択基準に適合する事業であること。

(対象経費)

第4条 前条第1号及び第2号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費は次のとおりとする。なお、補助対象経費の算出にあたっては、官公庁で採用している標準単価等を参考とする。

- (1) 調査設計計画作成費
- (2) 土地整備費
- (3) 共同施設整備費
- (4) 附帯事務費

(補助金等の交付率)

第5条 補助金等の額は、要領等に定める算出基準で得た事業に要する費用の3分の1以内とし、原則として管轄市町村が補助する額を限度とする。

- 2 非常災害により建築物が滅失した場合は、その災害があった市町村の区域内において、特に知事の指定する市街地再開発事業については、非常災害の発生した日から1年以内に補助金等の交付申請があったときに限り、前項の交付率は、要領等に準ずる。
- 3 補助金等の額を算出するにあたって、前2項でそれぞれ得た額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てるものとする。
- 4 第1項の規定に関わらず、市街地再開発事業に充てられる補助金等の総額は、当該事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。

(優良建築物等整備事業に関する事業計画)

第6条 優良建築物等整備事業の補助を受けようとする施行者は、別表の名称の欄に掲げる優良建築物等整備に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)を作成し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。

(交付申請)

第7条 補助金等の交付を受けようとする施行者は、別表の名称の欄に掲げる都市再開発事業補助金等交付申請書(以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の提出にあたって、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を補助対象経費とする場合は、当該補助金等に係る消費税等に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかなきはこれを減額するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えなければならない。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、施行

者が次の各号に該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人においては代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体においては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする施行者又は交付を受けた施行者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、交付の決定を受けた施行者が、第1項各号に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第9条 規則第5条の規定に基づき、次の各号に該当する場合は知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業の内容又は経費の配分の変更（要領等に定める軽微な変更を除く。）をする場合。

(2) 事業を中止し又は廃止する場合。

(3) 事業が予定期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合。ただし、補助金等の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定日が当初の完了予定期日（補助金等の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合はこの限りでない。

2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、別表の名称の欄に掲げる都市再開発事業補助金等交付決定変更等申請書又は都市再開発事業補助金等完了予定期日変更申請書を知事に提出しなければならない。

（交付申請の取り下げのできる期間）

第10条 規則第7条第1項の規定に基づく申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から15日を経過した日までとする。

（補助事業の状況報告）

第11条 規則第10条の規定に基づく補助事業の状況報告は、別表の名称の欄に掲げる都市再開発事業補助金等契約状況報告書及び実施状況報告書を知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により行うもののほか、知事は必要に応じて、補助事業等の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（補助事業の実績報告）

第12条 規則第12条の規定に基づく補助事業の実績報告は、別表の名称の欄に掲げる都市再開発事業補助金等完了実績報告書（以下「完了実績報告書」という。）又は都市再開発事業補助金等年度終了実績報告書を知事に提出することにより行わなければならない。

2 消費税等を補助対象経費とする場合は、補助事業者は、前項の実績報告にあたって、当該補助金等に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかなきときは、これを減額するとともに、その計

算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えなければならない。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税等を補助対象経費とする場合は、補助事業者は、前条第1項の規定による完了実績報告書の提出後に消費税等の申告により当該補助金等に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、別表の名称の欄に掲げる消費税仕入控除税額報告書により、知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、必要に応じて補助金等の一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第17条ただし書の規定に基づく知事が定める期間は10年とする。

2 規則第17条に基づき知事の承認を受けようとする補助事業者は、要領等に定められた様式を準用して知事に提出しなければならない。

3 知事は前項の承認にあたって、要領等を準用して条件を付すものとする。ただし、知事が要領等による財産処分の区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、ほかの条件を付すか又は条件を付さないことができる。

(優良建築物等整備事業の完了報告)

第15条 第6条第1項の規定により承認を受けた事業の施行者は、当該事業を完了したときは、別表の名称の欄に掲げる優良建築物等整備に関する事業完了報告書を知事に提出しなければならない。

(市街地再開発事業完了時の補助金の返還)

第16条 市街地再開発事業が完了した場合において、補助金等の額の確定後に、当該事業に充てた補助金等の総額が、第5条第4項に規定する限度を超えていることが明らかになった場合には、補助事業者は、知事と協議の上、差額に相当する額を県に返還しなければならない。

(帳簿等の整理及び保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に関わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類等を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類等は、最終の完了実績報告書を提出した日の属する会計年度の翌年度から10年間保管しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体であって、前項に規定する保管期間の満了前に解散するときは、補助事業者は、当該帳簿及び証拠書類等を引き継ぐ者を、別表の名称の欄に掲げる帳簿及び証拠書類等引継報告書により、知事に報告しなければならない。ただし、事業を廃止した場合で当該証拠書類等を引き継ぐ者がいない場合は、知事に引き継ぐものとする。

(届出事項)

第18条 補助事業者は、第7条第1項の規定により交付申請書を提出した日から第12条第1項の

規定により完了実績報告書を提出するまでの間に次の各号に掲げる事項を変更したときは、その旨を別表の名称の欄に掲げる住所等変更届により、知事に届け出なければならない。ただし、変更について都市再開発法第38条第1項に基づき知事に申請した場合又は同法第28条第1項の規定に基づき知事に届け出た場合はこの限りでない。

- (1) 所在地又は住所
- (2) 名称又は氏名
- (3) 代表者氏名

(書類の経由等)

第19条 補助事業者は、規則及びこの要綱の規定により別表に掲げる各書類を知事に提出する場合は、管轄市町村を経由しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により事業計画書を受理したときは、当該事業計画の内容に関する意見書を添えて当該事業計画書を知事に進達しなければならない。

3 市町村長は、第1項の規定により交付申請書又は都市再開発事業補助金等交付決定変更等申請書を受理したときは、別表の名称の欄に掲げる市町村補助事業執行計画書を添えて当該各申請書を知事に進達しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年4月24日から施行する。

(市街地再開発事業補助金等交付要綱の廃止)

2 市街地再開発事業補助金等交付要綱(昭和53年11月1日決定・施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、交付の決定を受けてまだその処理がされていない補助事業及び負担事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成2年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年6月23日から施行する。

(経過措置)

2 現に実施中である優良再開発建築物整備事業は、この要綱に定める優良建築物等整備事業とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、交付の決定を受けてまだその処理がされていない補助事業及び負担事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、交付の決定を受けてまだその処理がされていない補助事業及び負担事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、交付の決定を受けてまだその処理がされていない補助事業及び負担事業

業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月28日から施行する。